

勤労意欲を激減させる人事院の昇格抑制政策

2012年との比較で14号昇格抑制 5級67号から昇格しても5級76号から昇格しても同じ6級50号

2012.12以前
昇級対応号俸表
5-85 ⇒ 6-65

4級	5級	6級	7級
73	65		
74	66	49	
75	67		29
76	68	50	
77	69		
78	70	51	
79	71		30
80	72	52	
81	73	53	
82	74		31
83	75	54	
84	76	55	
85	77	56	
86	78	57	
87	79	58	
88	80	59	
89	81	60	
90	82	61	
91	83	62	
92	84	63	
93	85	64	
		65	
		66	
		67	
		68	
		69	
		70	
		71	
		72	
		73	
		74	
		75	
		76	
		77	
		78	
		79	
		80	
		81	
		82	
		83	
		84	
		85	
		86	
		87	
		88	
		89	
		90	
		91	
		92	
		93	
		94	
		95	
		96	
		97	
		98	
		99	
		100	

2013.1改悪後
昇級対応号俸表
5-85 ⇒ 6-55

4級	5級	6級	7級
73	65		
74	66	49	
75	67		
76	68		
77	69		
78	70	50	
79	71		29
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
		51	
		52	
		53	
		54	
		55	
		56	
		57	
		58	
		59	
		60	
		61	
		62	
		63	
		64	
		65	
		66	
		67	
		68	
		69	
		70	
		71	
		72	
		73	
		74	
		75	
		76	
		77	
		78	
		79	
		80	
		81	
		82	
		83	
		84	
		85	
		86	
		87	
		88	
		89	
		90	
		91	
		92	
		93	
		94	
		95	
		96	
		97	
		98	
		99	
		100	

2015.4改悪後
昇級対応号俸表
5-85 ⇒ 6-51

4級	5級	6級	7級
73	65		
74	66	49	
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
		50	
		51	
		52	
		53	
		54	
		55	
		56	
		57	
		58	
		59	
		60	
		61	
		62	
		63	
		64	
		65	
		66	
		67	
		68	
		69	
		70	
		71	
		72	
		73	
		74	
		75	
		76	
		77	
		78	
		79	
		80	
		81	
		82	
		83	
		84	
		85	
		86	
		87	
		88	
		89	
		90	
		91	
		92	
		93	
		94	
		95	
		96	
		97	
		98	
		99	
		100	

人事院は、「50歳代後半職員における官民格差が相当程度存在している」として、2010年の勧告より55歳超職員の賃金引き下げを行ってきました。その一環として、2012年から昇格抑制を行っています。

左表は、その流れです。たとえば2012年度は5級85号からは6級65号でしたが、2015年度からは、6級51号へと14号も低い号へ昇格抑制されています。また、5級77号から昇格しても、5級88号から

昇格しても同じ6級51号への格付けとなり、11年間の勤務は、全く評価されていないことになり、これでは「勤労意欲」を持て続けるのは至難の業です。



人事院の「50歳代後半職員における官民格差」とは

公務の職場では、年齢や経験年数と共に職務・職責が上がります。一方民間の場合は、一定の年齢になると「役職定年」や子会社などへの出向があり、その役職・職責が下がるのが一般的です。

人事院は、これまでのユニオンとの会見の中でもこのことを認め、さらに「55歳超職員の民間での管理職員のデータが少なく比較は厳しい」と回答していました。

そして、「50歳代後半職員における官民格差」の根拠として持ち出しているのが、厚労省の「賃金センサス」です。

しかし、この「賃金センサス」では50歳代後半層の役職段階別構成比は60%が非役職者である一方、公務の職場では多くは5級以上であり、地方出先機関でも課長や課長補佐などの役職者です。このような「賃金センサス」では非役職者中心の民間給与と役職者中心の公務の給与の比較となり、意図的に50歳代後半層の職員の給与を引き下げるためだけに考え出した詭弁であるといえます。